

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調達要項

## 1 目的

この要項は、第75回国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊・弁当基本計画及び鹿児島県燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）に参加する選手・監督、役員等（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、国体参加者の弁当調達業務を実施する。

## 3 弁当調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、国体の弁当調達計画を策定する。

## 4 対象及び取扱期間

- (1) 弁当の提供は、選手・監督、大会役員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望する者並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、補助員、視察員及び報道員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手・監督等については国体開催期間、役員等については国体業務に従事する期間とする。

## 5 弁当調製施設の選定及び取り消し

- (1) 弁当調製業者については、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調製施設選定基準に適合した弁当調製施設から実行委員会が選定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を選定するときは、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調製施設選定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、選定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調製施設選定取消書（様式第2号）を交付し、その選定を取消することができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
  - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場内に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか弁当調製施設の募集等、各大会の弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年11月13日から施行する。

(様式第1号)

## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調製施設選定書

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体  
薩摩川内市実行委員会  
会長 岩 切 秀 雄

燃ゆる感動かごしま国体における弁当調製施設について、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調達要項第5(1)の規定により、下記のとおり選定します。

記

施 設 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
大 会 名	[ ]大会
適 用 期 間	[ ]開催期間（準備期間を含む）

(様式第2号)

## 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調製施設選定取消書

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体  
薩摩川内市実行委員会  
会長 岩 切 秀 雄

燃ゆる感動かごしま国体における弁当調製施設の選定を、下記事由により取消します。

記

指定取消事由	燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市弁当調達要項第5(3)の規定に該当するため。
--------	--